

持続可能な観光について

1 定義

国連世界観光機関（UNWTO）では持続可能な観光を「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」と定義している。

2 背景

観光は地域経済に大きな影響を与える産業であるが、その一方で環境や地域社会に負荷をかける場合がある。旅行者の増加により混雑やマナー違反の課題など、いわゆるオーバーツーリズムに関心が高まった。また新型コロナウイルス感染症により、観光産業は多大な影響を受けるとともに、観光客の意識や観光形態も大きく変化し、持続可能な観光が世界的に注目されている。

3 国の取組

時期	取組内容
平成 30(2018)年 6 月	持続可能な観光推進本部会議設置
令和元(2019)年 6 月	「持続可能な観光先進国に向けて」報告書公表
令和 2(2020)年 6 月	日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)公表 → JSTS-D はグローバル・サステナブル・ツーリズム協議会 (GSTC:Global Sustainable Tourism Council) が開発した国際基準である観光指標をベースに日本の国土や現状に適した内容にカスタマイズしたもの
令和 5(2023)年 3 月	観光立国推進基本計画(第4次)策定 → 基本的な方針に「持続可能な観光地域づくり戦略」を位置づけ。令和7年目標として持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数100地域にすることを明記

4 市の取組

時期	取組内容
令和 4(2022)年度	観光庁「持続可能な観光を实践する地域人材の育成・創出事業」の活用
令和 4(2023)年 12 月	第 7 次青梅市総合長期計画策定 →施策の方向性に持続可能な観光地づくりの推進を位置づけ
令和 5(2023)年度	観光庁「持続可能な観光を实践する地域人材の育成・創出事業」を引き続き活用
令和 5(2023)年 6 月	「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」 ロゴマークを取得 →多摩地域初、都内 2 例目

※ 「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」ロゴマーク

